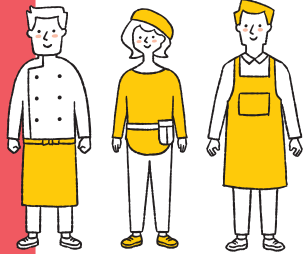


〈大和市 × 大和商工会議所〉

経営相談付き給付金

〔大和市原油価格・物価高騰対策中小企業支援給付金事業〕



好評につき
申請受付期間
延長!

市内全事業所を対象に拡大

(法人登記が市外の法人、市外在住の個人事業主も対象)

1事業所ごとでも支給!



給付金

対象者

市内に事業所を有し、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者(法人又は個人事業主)等

対象要件

基準期間(令和4年4月～9月)と比較期間(令和元年、2年、3年いずれかの年の4月～9月※令和元年は平成31年4月含む)において、下記いずれかの要件で10万円以上の損失を受けていること

1

売上高

2

売上総利益
又は
営業利益

3

仕入原価+販売費
・
一般管理費の
合計額

4

事業用途で
支払った指定品目
(ガソリン料金、電気料金、
ガス料金、その他燃料)
の料金

給付金額

1事業所につき一律 **100,000円** (1回限り)

※原油価格の高騰により影響を受けている道路運送事業者等は、その事業で合計100,000円以上の損失を受けている場合、一律200,000円

申請方法

〈大和市 × 大和商工会議所〉経営相談付き給付金事務局に郵送

※申請時に中小企業診断士による経営相談を受ける方に限り、直接持参可能

申請期間

令和4年10月3日(月)～令和5年3月10日(金) **※必着**

中小企業診断士による経営相談窓口(無料)

対話を通じて、経営課題を把握し、経営改善策、資金調達、事業計画等、経営の安定に向けた伴走型の支援を無料で受けることができます!

開設期間

令和4年10月3日(月)～令和5年3月31日(金)
※令和4年12月29日(木)～令和5年1月3日(火) 除く

会場

大和商工会議所3階第6会議室(大和駅南口徒歩3分)

申込方法

経営相談窓口にお電話(0120-620-625)にて申込み

相談時間

1枠あたり1時間程度※相談回数に制限はありません



給付金
問い合わせ先

〈大和市 × 大和商工会議所〉経営相談付き給付金事務局

☎0120-560-564

※本事業は大和市が大和商工会議所に事務局を委託して実施しています。

詳細は
市ホームページで
公開中!

